

奈良県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十七号

奈良県契約規則の一部を改正する規則

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「落札者」の下に「（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）に係る契約を締結しようとする場合において、当該特定事業に係る一般競争入札による落札者が当該特定事業を実施することを目的として設立する法人を契約の相手方とするときは、当該法人。第十七条第一項及び第二項において同じ。）を加える。

第二十五条第一項第二号中「責」を「責め」に改め、同項に次の一号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の奈良県契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。